

大切な人を思う時。  
赤十字が動く時。

誰かを救いたいという気持ちは、  
誰の心の中にもある。けれど、自らの手で  
できることばかりではない。災害の現場で、  
救助活動ができるわけではない。どんなに  
心配でも、すぐに現地に駆けつけることはできない。  
“救いたい”。その思いを託されて、わたしたちは  
駆けつける。災害の最前線で活動する。  
赤十字を動かしているのは、あなたの思いです。

救うを託されている。

活動資金へのご協力を、よろしくお願いいたします。



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society  
滋賀県支部

猛威を振るう感染症、頻発する自然災害。  
いかなる状況下でも、  
ひとりでも多くの苦しんでいる人を救うため。  
どうか、あなたのご支援を。



## 感染症対応

日夜、新型コロナウイルス感染者に対応する医療従事者。  
私たち赤十字職員も「苦しんでいる人を救いたい。」という思いのもと、患者さまの命と健康を守るため活動を続けていきます。



## 災害対応

ひとたび自然災害が発生したら余儀なくされる「避難所」での生活。  
感染症のリスクが高まる環境下においても、被災された方々の健康や心の負担を少しでも和らげるよう支援体制の強化に努めています。

皆さまからお寄せいただく資金(寄付)で次の活動を行います。

### 令和3年度 活動資金の使いみち

災害救護活動や新型コロナウイルス感染症への対応のために

4,736万9千円

青少年赤十字とボランティアの育成のために

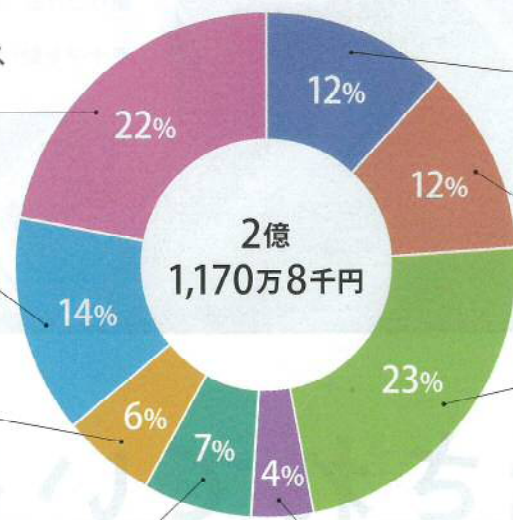
2,900万5千円

血液事業の推進と救急法等の講習普及のために

1,301万2千円

市町の赤十字活動のために

1,557万1千円



本社が行う国内・国際救援活動のために  
2,448万1千円

赤十字運動の推進と広報活動のために  
2,566万3千円

支部事業の運営のために  
4,777万2千円

事務所の維持・管理のために  
883万5千円

※医療事業・血液事業は、それぞれ診療報酬や血液製剤の供給収益などを主な財源として活動しています。



## いのちを救う8つの赤十字事業

### 国内災害救護

災害時にいち早く救護活動を行えるよう、日頃から救護資機材の整備や救護員の養成など災害に対応できる体制を整えています。



### 赤十字ボランティア

滋賀県内では、約15,000人の赤十字奉仕団員が、赤十字が目指す人道の実現に向けて様々な活動を行っています。



### 国際活動

紛争や自然災害、病気などで苦しむ世界中の人びとを救うため、192の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かして活動しています。



### 救急法等の講習

応急手当の方法や病気・けがの防止など命と健康を守るための知識と技術を普及する活動を展開しています。



### 青少年赤十字

県内242の加盟校(園)で、子どもたちが自分で「気づき」「考え」「実行する」力を育てています。



### 看護師の養成

大津赤十字看護専門学校では、赤十字の基本理念に基づいた看護に関する幅広い知識・能力を備えた赤十字看護師の養成に努めています。



### 医療事業

大津・大津志賀・長浜各赤十字病院は、公的医療機関として救急医療や周産期母子医療など質の高い医療の提供に努めています。



### 血液事業

滋賀県赤十字血液センターでは、日々輸血を必要とする人たちに安全な血液製剤を届けられるよう努めています。



## さまざまな方法で赤十字活動資金にご協力いただけます。

### 地域でのご協力

町内会・自治会などを通じてご協力をお願いしているほか、年間を通じて県内各市町の赤十字担当窓口からもご協力いただけます。

### 口座振替によるご協力

希望月に、ご登録いただいた金融機関の口座から自動引き落としでご協力いただけます。

### クレジットカードによるご協力

お手持ちのクレジットカードでご協力いただけます。

インターネットで検索  
またはQRコードから

日赤 寄付



### 金融機関からのご協力

日本赤十字社滋賀県支部まで専用振込用紙(手数料無料)をご請求ください。

**!** 郵便局・ゆうちょ銀行では窓口に備付けの振込用紙もご利用いただけます。※手数料無料

口座番号: 00940-8-266602

加入者名: 日本赤十字社滋賀県支部

## 遺産の寄付をお考えのみなさまへ

### 思いを託す。未来へ繋ぐ。



今、ご相談が  
増えています。

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。日本赤十字社では、その尊い思いに応えるため、遺贈(遺言による寄付)や相続財産寄付を承っております。

#### 遺産の寄付に相続税はかかりません

日本赤十字社滋賀県支部へ遺贈された財産および相続人が寄付した財産は、全額非課税となる税制上の優遇措置が適用されます。

#### 遺産を寄付するには

遺言による方法で、財産の受取人を日本赤十字社とし、その用途を日本赤十字社滋賀県支部の事業と指定することで、滋賀県における赤十字活動に役立てることができます。

詳細を記したパンフレットをご用意しております。



## 表彰制度の概要

### 特別社員

毎年(2,000円以上)  
または一時・数次で20,000円以上

### 支部長表彰状

一時または累計で100,000円以上

### 銀色有功章

一時または累計で200,000円以上

### 金色有功章

一時または累計で500,000円以上

## 被災者に届ける2つの支援 ～赤十字活動資金と義援金の違い～

**活動資金**…日本赤十字社の活動を通じて被災者を支えます。

**義援金**…全額が被災された皆さまに届けられます。



※その他、救急法等の講習普及、ボランティアや青少年の育成などに役立てられます。



日本赤十字社へのご寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。  
日本赤十字社への遺贈・相続財産寄付に関する資料請求・お問合わせは、下記のお問合わせ先へご連絡ください。

お問合わせ先